第2節　東駿河地域の古墳時代後期～平安時代の鉄製品

1　竪穴住居内における鉄製品の所有

的場遺跡では23軒のうち3軒の住居跡から6点の鉄製品が出土している。周辺地域では集落から鉄製品の出土が少ないため、東駿河地域の古墳時代後期末～平安時代の住居跡出土の鉄製品について集成を試みた。報告書には包含層、表土からも多くの鉄製品が出土しており、本来は多くの住居跡に鉄製品を所有していたと考えられる。住居跡から出土の場合、覆土と床面直上の遺物を分離して検討しなければならないが、同一に扱い集成した。また、紙幅が限られているため、今回は個別の検討はせず、大まかに住居内における鉄器所有（種類・量）について簡単に触れたい。

管見に触れる限り、遺跡の立地状況に左右されるが、8遺跡45軒の住居跡から鉄製品が認められる。遺跡別でみると東駿河地域では富士市東平遺跡の住居跡から圧倒的に多く出土している。7世紀代の資料は少ないが、富士市沢東A遺跡で鉄鏃が1点出土している。

8世紀にはいると集落内で多くの鉄製品が使用されるようになる。種類別にみると最も多いのは鉄鏃、刀子、鎌の順で1住居あたり鉄鏃が1～2本、工具である刀子が1～2本出土し、これらの多くは日常に使用されたものと考えられる。また、農具である鎌は、古墳時代中期と比して飛躍的に増加しているが、刀子と比較すると出土量は限定される傾向がある。さらに、鋤先にかんしては現状では1点もみられない。鍬先は官衙に関連する集落遺跡などで出土しており、有力者による耕地開発に関わるものであろうか。通有の集落において農工具は刀子と鎌が一般的であったと考えられる。この農工具のセットを所有する住居（所有者）には、鉄鏃の所有が少ないことを指摘することができ、居住者の性格を示す可能性

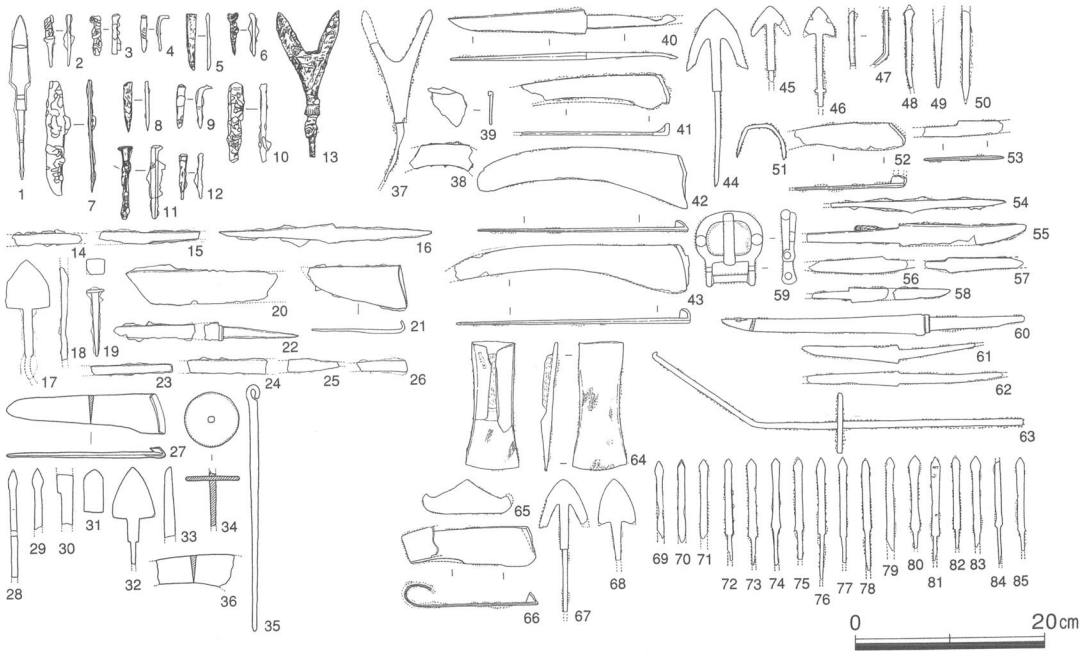

1 破魔射場 SB11　2～4 浅間林 SB2　5・6 浅間林 SH-28　7・8 浅間林 SB28　9・10・13 浅間林 SB3　11・12 浅間林 SB7　14 上横山 SB1　15・17～19・22～24・26 上横山 SB20　16・20 上横山 SB22　21 上横山 SB12　25 上横山 SB19　27・28 天間代山 SB2　29・32～35 天間代山 SB7　31 天間代山 SB3　36・37 東平 SB1　38・41 東平 SB90　39・40・46 東平 SB91　42 東平 SB37　43・58・59 東平 SB107　44・45・47・54 東平 SB129　48 東平 SB28　49 東平 SB39　50 東平 SB60　51～53 東平 SB27　60～85 東平 SB125

第92図　奈良・平安時代竪穴住居出土鉄製品集成図（東駿河地域）

がある。その他の鉄製品として火打金、紡錘車、斧などの出土は非常に少なく、これらは多くの鉄製品を所有する住居に伴っている。特に、鉄製紡錘車は富士山麓の集落を中心に比較的多く出土しており、集落内における織布生産などの手工業生産を示すものとして興味深い。

鉄器の所有を考える上で東平遺跡の125号住居跡が挙げられる。この住居跡は焼失住居であり、鉄製品、木製品など遺物の残存状況が良好であるにもかかわらず、鉄鏃、刀子、鎌、紡錘車、斧、火打金など多くの鉄製品を所有し、他の住居と比べても種類、量的に豊富である。住居廃棄時に鉄製品が持ち去られた可能性もある通常の住居と焼失住居を同一に扱うことは危険であるが、東平遺跡125号住居跡のように多くの鉄製品を所有し、鉄製武器、農具、工具などを集中的に管理するといった特定の居住者が想定される。その管理下のもと鎌、刀子などの農工具が数本分与された住居(集団)、鉄鏃のみを所有する住居（集団)、さらにまったく持たない住居（集団）が存在する可能性を指摘しておく。

2　竪穴住居内出土の鉄鏃

上述したように住居内から出土する鉄鏃は量的に少なく、本遺跡からも1-3区SB1の南西の柱穴の覆土から細根系鑿箭鏃が1点、SB18より広根系腸抉三角形鏃が1点出土している。管見に触れる限り、東駿河地域の7世紀末～9世紀における集落で鉄鏃は5遺跡15軒からの住居跡で確認される。ここでは住居内の出土状況から鉄鏃のもつ祭祀的側面について触れたい。

1住居跡あたり鉄鏃の数量は1本ないし2本程度であり、資料も少ないため、広根系・細根系ともにセットとして規則性は見出しにくい状況である。広根系鏃では腸抉の発達した三角形鏃、雁又鏃・飛燕形、細根系の鏃では鑿箭鏃などがみられ、奈良・平安時代のごく一般的にみられるものである。また、古墳時代後期に当地域の特徴の一つであった五角形鏃の出土や片刃箭鏃は少ない。一方で、富士市東平遺跡125号住居跡から出土している鉄鏃は広根系三角形鏃が2本、細根系鑿箭鏃17本が出土している。特に細根系鑿箭鏃は形態・長さなど規格性のあるものを集中保有している。

3　出土状況からみた鉄鏃

竪穴住居跡における鉄製品の出土状況を示す良好な資料は東駿河地域では富士市東平129号住居跡が挙げられる。129号住居跡は8世紀後半に比定され、規模は3.3×3.1mの台形に近い形であり、カマドは北壁に設置されている。これは集落内において特殊な例ではなく一般的な住居であると考えられる。この鉄鏃は広根系腸抉三角形鏃で、刀子は刀関が山形を呈するものである。カマドの袖内から1本ずつ並べて設置されていた。この出土状況からカマド構築時あるいはカマド破壊時により埋められた可能性が高い。

住居跡から出土する鉄製品の種類・量などをあつかう場合には廃棄時に持ち去られた可能性などを考慮する必要がある。また、本来は鉄鏃は狩猟・武器としての性格を帯びていたと考えられるが、通有の住居から1本～2本程度の出土量やその出土状況から鉄鏃の用途については住居構築に伴う祭祀行為という見

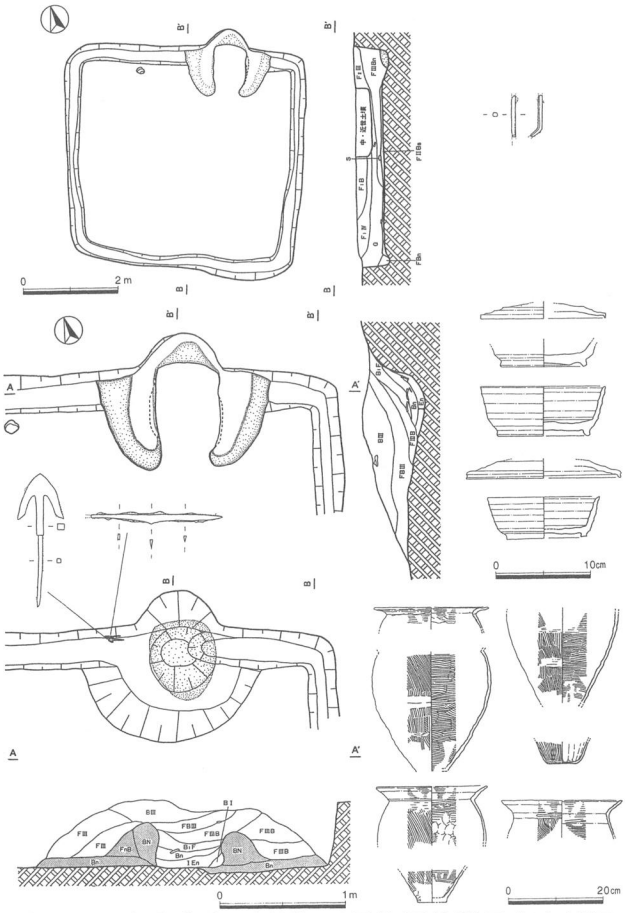

第93図　富士市東平遺跡129号住居鉄製品出土状況

解もある。(池上1982、松村1995) 県内では本遺跡での南西柱穴からの鉄鏃の出土と東平遺跡129号住居跡のカマド袖内の出土例のみで、これらをただちに住居内における祭祀行為とみなすことは不十分であるが、千葉県山田水呑遺跡では住居の南西・北東の柱穴から雁又鏃、方頭斧箭式の鏃が出土している。松村恵司氏は、この出土状況から建物の棟上式に見られる東北隅に鏑矢を、南西隅に雁又の矢を放つ動作を推定している。そして弓弦の儀式の例から柱穴出土の鉄鏃には住居建築に伴う儀礼用としての用途と想定している (松村1995)。

いずれにしても、竪穴住居跡を丹念に掘れば、鉄製品の種類と住居を構成する柱穴、床下、カマドなどの出土状況から単に住居内に放置されたものだけでなく、竪穴住居に関わる鉄製品の儀礼的・祭祀的側面が類推されることを指摘しておきたい。

第3節　手捏土器を用いるカマド祭祀

1　竪穴住居内出土の手捏土器

竪穴住居内のカマド祭祀については従来から多くの研究がある。特にカマドの廃棄過程において土器を倒位に設置し、カマドの封印を行なう行為やカマド構築材を解体し、その上で灯明皿による灯明行為、そして千葉県庄作遺跡から「竈神」と記された土器の出土から各地域でカマド解体に結びついた竈神信仰の存在が明らかになっている。今回、的場遺跡ではSB9カマドの両袖に1個体ずつ正位・逆位の状態で出土しており、これらの遺物はカマドの構築材としての機能よりもカマドに関わる祭祀としての性格が強いと思われる。そこで手捏土器の出土状況からこの遺物のもつ意味とカマドについて検討する。

反畑遺跡第3地点（三島市徳倉）

反畑遺跡は扇状地の扇頂付近にあたり、箱根山西麓の舌状台地上に位置する。奈良時代の住居跡が1軒検出されている。住居の規模は南北4.24×東西（4.4m）でやや横長を呈する。主軸は西に10°傾き、カマドは北壁中央に設置される。壁溝は全周し、壁溝内より8本の柱穴が検出され、壁立ちの建物と考えられる。

カマドの袖は粘土のみで構成される。右袖内より手捏土器が合わせ口の状態で2点確認された。さらに手捏土器2点、駿東型坏、甲斐型坏、長胴甕、小型甕などが出土しており、この住居の所属時期は8世紀後半に位置付けられている。当遺跡は伊豆北部地域での丘陵上における奈良時代の集落遺跡として初例である。

中島下舞台遺跡（三島市中島）

中島下舞台遺跡は三島市を流れる御殿川の流域の微高地に立地し、弥生時代～平安時代の集落遺跡である。遺跡の中心は古墳時代後期～平安時代にかけて26軒の住居跡、掘立柱建物跡1棟を確認している。この住居跡のカマド内の遺物を観察すると、16軒の住居跡からカマド内に駿東型の球胴状の甕が2個体ないし3個体分が出

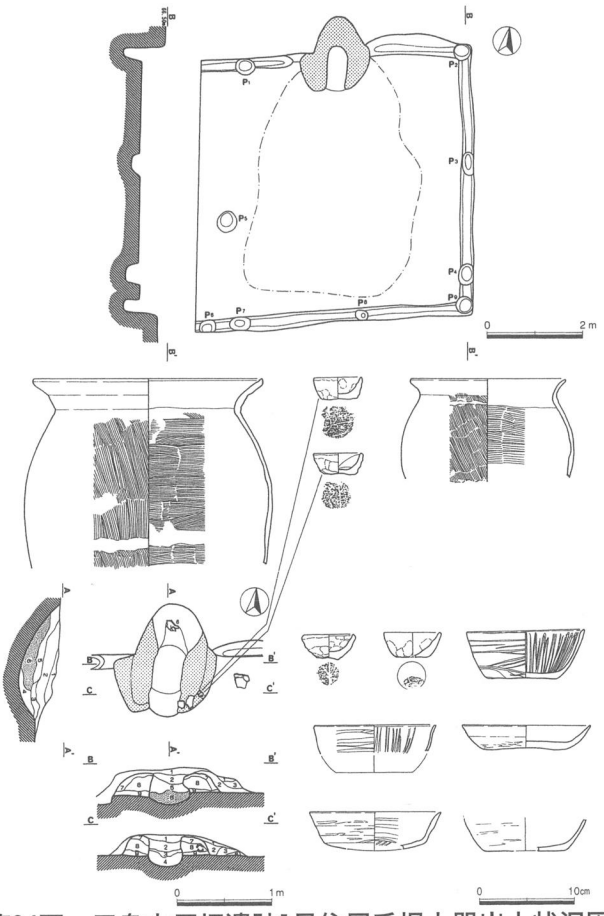

第94図　三島市反畑遺跡1号住居手捏土器出土状況図